

令和2年度 第2回
京都市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

1 日 時 令和2年6月19日(金) 午前9時30分～正午

2 場 所 職員会館かもがわ 中会議室

3 出席委員 山田会長，渡辺副会長，飯田委員，小林委員，渋谷委員，鈴木委員，多田委員，
長沢委員，宮村委員，結城委員
欠席委員 松塚委員

4 審議事項

(1) 京都市個人情報保護条例第10条第1項又は第2項の規定に係る電子計算機処理事務（一部の事務においては第6条第4項，第8条第3項又は第11条の規定に係る個人情報取扱事務を含む。）

ア 施設管理システムを用いたせり人・せり参加人管理事務

(産業観光局中央卸売市場第一市場)

主管課から説明を受けた後，承認した。

(主な発言内容)「○：委員，→：主管課，⇒：事務局」以下同じ。

○ 従来の紙媒体の台帳にも顔写真は添付されており，今回は顔写真も含めて電子台帳化するということか。

→ そのとおりである。

○ 台帳をエクセルで管理することだが，一方で施設管理システムの更新に合わせて管理機能を追加するとの記載がある。具体的にはどのような機能追加を行うのか。

→ 施設管理システムは，主として事業者，施設，使用料といった情報を管理するものである。その事業者情報に，当該事業者に属するせり人及びせり参加人の台帳が収録されているフォルダが展開するリンク情報を収録し，施設管理システムの事業者情報から各せり人・せり参加人の台帳を閲覧できるようにするものである。

○ 施設管理システムに，台帳そのものが収録されるということではなく，リンク情報が収録されるということか。

→ そのとおりである。

○ 当該情報を利用する職員数は何人か。全員にID等を付与するのか。

→ 約10人である。職員ごとにIDやパスワードの設定を行う。

イ 証明書発行コーナーにおけるマイナンバーカード交付予約受付事務

(文化市民局地域自治推進室)

主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

- マイナンバーカードの普及率はどのくらいなのか。
→ 本市では、5月末時点で約18%である。
- 取得に係る年齢制限はあるのか。新生児でも取得できるのか。
→ 年齢制限はないため、新生児でも取得することはできる。
- システム導入することで、どれくらいの交付率の上昇を見込んでいるのか。
→ 交付件数増加のための取組であるが、どのくらいの効果があるかは不明である。
- 市民からの要望に基づくものなのか。
→ 受取の代理人選定要件が厳しいこともあり、以前から開庁時間での来庁が困難であるとの御意見を頂戴していた。そのことも踏まえ検討した結果、土日等にも営業をしている証明書発行コーナーでの交付がよいのではないかという結論に至ったものである。
- 区役所・支所の窓口での交付には、1人あたりどのくらい時間がかかっているのか。
→ 個人差はあるが、1人当たり約10分～15分程度である。
- 交付事務に係る一連の事務が証明書発行コーナーで行われるということだが、対応する職員の習熟が必要であると考え。
→ 各区役所・支所で交付事務を習熟したのちに、証明書発行コーナーでの交付事務に従事させることも考えている。
- パスワードの再登録や更新等は、証明書発行コーナーでの事務に含まれるのか。
→ 事務の開始時点では、再登録や更新等は実施せず、新規交付のみを行うことを考えている。
- 証明書発行コーナーで事務に従事する者は職員なのか。
→ 本市職員である。
- 予約日時に受け取りに来られなかった場合はどうなるのか。
→ 住所地の区役所・支所に返送され、再度予約があれば改めて移送する。
- カードが交付されるまでの履歴管理は行うのか。
→ システムで交付予約一覧を確認し、状況を把握して移送等を行うことになる。
- 各区役所・支所であれば、パスワードの設定等は第三者に見られない場所で実施されていると思うが、証明書発行コーナーでそのような場所は確保できるのか。
→ 現在も交付事務に使用するタッチパネルに覗き見防止フィルタを貼り付ける等は実施しているが、それ以外にも第三者から見られないような対策を講じることについて検討している。

○ 交付予約が殺到するような時間帯については、制限を設けたりするのか。

→ 予約については、各時間帯に1名のみとする。

○ マイナンバーカードは国籍を問わず取得できると聞いているが、多言語対応は考えているのか。

→ 多言語での受付を行うと、証明書発行コーナーで対応する職員も多言語対応が必要になるため、まずは日本語が堪能な市民を対象とすることで考えている。各区役所・支所の窓口では多言語対応を実施しているため、そちらを利用していただければと思う。

ウ 京都市パートナーシップ宣誓制度に係る事務

(文化市民局共生社会推進室人権文化推進担当)

主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

○ 宣誓者のメリットは考えているのか。京都市として宣誓者へ配慮をさせるための取組は考えているのか。

→ 親族しか認めていない市営住宅の同居を、他都市ではパートナーについても認めている例がある。市立病院では入院時の本人の病状等を親族以外には開示されないといった例がある。こういった場合への対応について、現在関係機関と協議を行っている。

○ 対象者は市民なのか。

→ どちらか一方が京都市民であれば、本市に対して宣誓することができる。

○ 住所の確認はどのように行うのか。

→ 宣誓時に必要な添付書類である住民票の写しで確認を行う。本人確認は、宣誓書受領時に窓口で、運転免許証等を提示いただき実施する。

○ 近親者でないことの確認はどのようにするのか。

→ 近親者を認めないことについては、民法における婚姻の規定を参考としている。本人の戸籍のみでの確認は難しいため、宣誓時に提出していただく確認書にある確認欄における自己申告での確認となる。

○ パートナーと養子縁組をする例があるが、養子縁組をすると近親者となるため、要綱上認められないことになるが、どのように対応するのか。

→ 自治体によって対応は様々であるが、本市は養子縁組をしている者についてもパートナーとして認める。

○ 本制度に根拠となる法令はあるのか。

→ 法律や条例はなく、本市の要綱により対応するものである。

○ 宣誓の受付については、郵送は認めず、双方立会のもと窓口で実施するのか。

→ 宣誓時は双方に来庁いただき宣誓書に署名していただく。ただし、入院等により来庁が困難な個別事情がある場合については、本市職員が施設へ出向く等の対応も検討している。

○ 受領証返還時についても双方の立会いが必要なのか。また、返還された受領証は京都市において物理的に破棄されるのか。

- どちらか一方から解消届を提出していただければ手続を行う。返還を受けた受領証については、物理的に破棄する。
- 形式的な話となるが、センシティブな情報を扱うことについては、審議票の電算化の趣旨の欄において、公益上の必要性を記載すべきでないか。
- ⇒ 今後、事務局において各主管課と連絡調整する際に留意して対応する。

エ 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理事務

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)

主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

- 新システムの導入後は、新型コロナウイルス感染症については、現在利用しているシステムへは入力されないということか。
- 既存システムに替わるものとして、今後は新システムで管理することになる。既存システムに登録されたデータは、国において新システムに移行される。
- 保健所の担当者がシステムへの入力を行うのか。
- 基本的には本市職員が入力する。既存システムとの変更点としては、医療機関や経過観察中の患者についてもIDを付与することでそれぞれが入力可能となる。入力できない場合は、本市が代行入力する。
- 新システムでは、全国の患者情報を確認することができるのか。
- 本市で管轄している患者情報の確認はできるが、全国の患者の個人情報を確認できるようなものではないと国から聞いている。
- 京都市において必要な範囲のみを利用するということか。
- そのとおりである。
- 本人が行動歴等の情報を入力するのか。
- 積極的疫学調査関連情報にある行動歴については、本人からの聞き取りに基づき調査した内容を保健所職員が入力することになる。本人が入力する内容としては、これまで保健所職員から本人に対して電話等により聞き取っていた健康観察情報である。
- 国が管理するシステムであるため、閲覧権限等については、国から付与されるのか。
- そのとおりである。
- システム内の情報は、いつまで管理されるのか。
- 国から示されていないため、わからない。
- 京都市が導入している「あんしん追跡サービス」と連携するのか。「あんしん追跡サービス」は、こういった仕組みなのか。
- システムの連携はない。
- ⇒ 「あんしん追跡サービス」については、民間事業者が開発したシステムを本市が借用して

いるものである。施設等がサービスに登録し、発行を受けたQRコードを掲示する。施設利用者は自身のスマートフォンで読み取り、メールアドレスと当該施設への滞在日時を登録する。登録された情報は、民間事業者が管理を行い、本市は登録情報の収集を行わない。日時や場所の情報から対象者を選定し、具体的な施設等の名称は伏せた状態で、立ち寄った施設等において感染者が発生した旨のメールを送信する。なお、クラスター発生時には、施設等名称も明らかにする運用を行っている。

- メール発信については、新システムに登録した情報を利用するのか。
- システム同士が連携することはない。疫学調査において収集した情報を、新システムへも登録し、あんしん追跡サービスへも活用するものである。

オ 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施事務

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課)

主管課から説明を受けた後、運用面において万全を期したうえで実施することを承認した。

(主な発言内容)

- 端末の運搬にあたり、複数名での運搬等の対策は考えているのか。
- IDやパスワードによる管理のほかに、端末には生体認証を搭載し、盗取された場合にも容易に利用できないよう対策を講じている。また、距離についても数分であり、見晴らしも良いため運搬者が注意を払うことで運用したいと考えている。複数名での運搬についても検討したが、操作者が1人であることから、運搬の都度複数名で移動することは困難であると考えている。
- 運搬の頻度はどのくらいなのか。
- これから実施するものであるため不確定であるが、毎日運搬する可能性は高くないと考えている。
- センシティブな個人情報が入った端末を運搬するといった運用は、あまりに危険すぎないか。
- KDBシステムには数十万人のデータが収録されているが、オフライン時の端末は必要最小限の個人情報のみを利用するため、概ね100人にも満たない。しかし、個人情報保護の重要性は対象者数で計るものではないため、個人情報を運搬している意識を徹底する。
- 将来的には見直しも検討しているのか。
- 市庁舎の改修工事の関係から異なる場所で業務を行っているが、完成後は同じ建物での業務が想定されるため、端末の運搬に係る問題は解消されると考えている。
- 端末紛失時に、端末からの情報漏えいのリスク対策が取られているのかという点と業務を継続して実施することができるのかという点を担保することが最低限必要であると考えている。庁舎整備の関係から運搬に係る取扱いが一時的なものということであればやむを得ないが、本来個人情報が収録されている端末を運搬することは望ましいものではないため、運用面における課題として認識する必要がある。
- セキュリティ対策においては、端末等を盗取される前提で考えなければならない。パスワード等だけでは十分ではない。ハードディスクを取り出し、解析される可能性がある。

→ 暗号化機能があるハードディスクを利用する。

カ セーフティネット住宅及びすこやか賃貸住宅への登録促進事務

(都市計画局住宅室住宅政策課)

主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

○ 個人情報の目的外利用により所有者情報をもらい受け、直接ダイレクトメールを送信することで効果は見込まれるが、不動産団体を通じた登録勧奨以外の手段は尽くしているのか。

→ 当該制度の周知は、市民しんぶんや広報発表のほか、不動産関係団体が実施するオーナー向けセミナーの中での説明も実施している。また、新たな取組としてオーナー向け専門誌にも掲載していただいているが、なかなか成果が挙げられていない。

○ 京都市からのダイレクトメールに違和感を抱く市民もいると思うが、その点はどのように考えているのか。

→ どのくらい反応があるかはわからないが、これまで直接オーナーと関わる機会がなかったことから、問い合わせがあれば良い機会であると捉え、当該制度の趣旨について丁寧に説明し、オーナーとの関係構築にも努めたいと考えている。

○ 課税情報から賃貸共同住宅所有者であることを抽出できるのか。

→ 課税情報の中に「賃貸共同住宅」というコードがあるため、それを基に抽出を行う。

○ 所有者がこれらの制度に登録するメリットはあるのか。

→ 国のセーフティーネット住宅制度については、改修費用や家賃補助を受けることができるが、10年間当該賃貸住宅の用に供しなければならないといった制限がある。本市のすこやか賃貸住宅制度については、金銭的な補助等はなく、国の制度とあわせて登録いただくことが良いと考えている。

○ ダイレクトメールの発送は、1度きりなのか。

→ 現時点は1度きりと考えているが、成果があれば、継続して実施することも改めて検討したい。

○ 課税情報を利用し、送付したダイレクトメールであることは伝えるのか。

→ 目的外利用したことを含めて、説明する必要があると考えている。

○ ダイレクトメールを受け取った方が不審に感じないような対応が必要である。

キ OCR及びRPAによる個人情報の電子計算機処理事務

(教育委員会総務部総務課)

主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

○ 取り扱うセンシティブ情報とはどのような情報が含まれているのか。

→ 利用事例としては、通学費補助に係る事務における就学援助の情報がある。

○ センシティブ情報については、クラウドではなくPCにインストールされたソフトウェアを利用するなどの指針等はあるのか。

→ 現時点では指針等はないが、OCRは一部を読み込まない設定が可能であるため、センシティブ情報はなるべく読み込まないような対応を検討したい。

○ そもそも紙の申請をOCRで読み込むこと自体をなくすような見直しも含めて、事務の効率化について今後検討されたい。

→ 全ての家庭にICT環境が整っているとは言えないため、紙による申請は不可欠であると考えているが、全体を通して今後の見直しを進めていければと考えている。

ク 糖尿病重症化予防事業における対象者等の管理事務

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)

主管課から説明を受けた後、承認した。

(主な発言内容)

○ 新たな対象者数は何人程度になるのか。

→ 350人を見込んでいる。ただし、地区ごとに実施するものであるため、一度に350人を対象とするものではない。

○ 主治医を通して同意を取得する理由はなぜなのか。本人から直接同意を得ればよいのではないか。

→ 本人が主治医へ保健指導に係る資料を持ち込み、本人から主治医へ利用希望を申し出る方法も考えられるが、本人が保健指導の必要性を十分に理解することや主治医への遠慮もあり、治療とは別に保健指導の利用を希望することは困難であると考えている。また、京都府が策定した糖尿病重症予防プログラムにおいても、主治医を介した同意取得が示されており、本件もそれに沿った対応を行うものである。

○ 個人情報をも目的外提供する必要性に疑問がある。本人からすると、なぜ知らないうちに主治医に教えたのかとならないか。

→ 目的外提供については、健診データそのものを提供するものではなく、保健指導の対象となっている旨を主治医へ伝えるものである。治療中の主治医であることから、対象者の健康状態については十分に把握しており、不自然ではないと考えている。

○ あえて主治医を介することで、主治医からの説明等を期待しているのか。

→ 本人同意を得るうえで、治療と並行し、生活面での保健指導が必要であることの説明は必要であると考えている。医師に対して、本市から説明を行い、医師から対象者へ説明していただくことをお願いしている。

ケ 京都市国民健康保険被保険者資格情報の連携データの追加・変更

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)

主管課から説明を受ける前に事務局から、本事案が特定個人情報保護評価に関連する事務であり、後の議題「(2)部会の設置等」にも関わること、6月18日付で諮問があり、7月上旬の

当審議会の答申を希望されていることについて補足説明があった。

主管課から説明を受けた後、特定個人情報保護評価の手続が終了した後に、事務を実施することを承認した。

(主な発言内容)

- 国民健康保険団体連合会とのデータ連携に変更が生じることが審議対象なのか。
- そのとおりである。

(2) 部会の設置等

特定個人情報保護評価書の点検のために、当審議会に部会を設置することとした。

また、部会での点検結果を踏まえた答申（国民健康保険事務に係る特定個人情報保護評価書に対するもの）案を各委員へ電子メールで報告し、問題がなければ審議会から答申することとした。

(主な発言内容)

- 事務局からも補足説明があったが、当該事務については全国的に実施するものであり、次回開催の審議会での答申では、京都府下での他の市町村も含めたスケジュールに間に合わないとのことである。一つの方法として、イレギュラーだが、部会が問題ないと認めた時点で、当審議会から答申することをこの場で承認してはどうか。
- あまりイレギュラーなことはしない方がよいし、部会の判断に白紙委任するような形には賛同しかねる。
- 部会後に答申案をメールで各委員へ送付し、異議がなければ当審議会として答申する方法もあるのではないか。
- 確かに、答申を出すのは当審議会であり、部会の点検後にそのまま答申とすることは、少し乱暴である。一方、改めて皆様に御参集いただくような形は現実的ではないため、部会の点検結果を答申案として、電子メール等で各委員に御確認いただいた後に当審議会として答申を出すのがよいのではないか。
- 事務局から何かあるか。
- ⇒ 部会は6月30日の開催を予定しており、7月上旬には各委員へ御連絡できるように調整してまいりたい。

5 報告事項

令和元年度個人情報取扱事務の開始等の状況

事務局から説明を受けた。これに関する意見は特になかった。

6 その他

今後の予定について

令和2年度第3回審議会は、令和2年8月5日（水）午前10時から開催することとした。